

第3次広島県がん対策推進計画の中間見直し方針について

1 趣旨

第3次広島県がん対策推進計画では、「(策定から)3年後に必要なに応じて計画の見直しを行う」こととしているため、この点について以下のとおり整理する。

【第3次広島県がん対策推進計画 抜粋】70p

4 がん対策推進計画の見直し

がん対策基本法第12条第3項においては「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされています。このため、社会情勢の変化等を踏まえて、**保健医療計画の中間評価と整合を図り、3年後に必要なに応じて計画の見直しを行います。**

2 国の対応状況

- 厚生労働省が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」において、5疾病（※がんが含まれる）・5事業及び在宅医療について意見がとりまとめられたのを踏まえ、同省から令和2年4月13日付で「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」について、一部改正の通知があった。

【改正指針 抜粋】

がんに関する医療提供体制について

- 第7次医療計画の中間見直し後も現在と同様の指標を継続して使用
第8次医療計画に向けて、**第4期がん対策推進基本計画の策定と並行して指標等の見直しを検討**

- 厚生労働省が設置している「がん対策推進協議会」において、第3期がん対策推進基本計画の中間評価の検討を始めており、令和3年度に「中間評価報告書」としてまとめた後、令和3年度に次期計画である第4期がん対策推進基本計画の策定に向け、指標等の見直しを含め議論される予定である。

3 第3次広島県がん対策推進計画の3年後の見直し方針（県の対応）

★ 3年前からの社会情勢の変化はあるものの、国や他県の対応状況等も踏まえ、計画本文等の大幅な見直しは次期計画策定時に行うことし、以下のとおり、中間評価と今後の県の取組方針を整理するとともに、必要な指標の修正を行う。

- 各施策の進捗について「順調」・「概ね順調」・「遅れ」・「その他（評価不能）」の4段階で中間評価するとともに、それを踏まえた今後の県の取組方針を示す。
- 指標については、現状のものを継続することを基本とし、法改正の影響によるものなど最小限の見直しを行う。

（なお、第7次広島保健医療計画の中間見直しとの整合性を図るため、がん対策推進計画において見直しを要する指標については保健医療計画にも反映させる。）